【代理人の氏名又は名称】⑵
【代理人の住所又は所在地】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　［略］

ｂ　買付け等をする上場株券等が有価証券信託受益証券又は預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶～⑺　略］

⑻　応募及び契約の解除の方法

ａ　［略］

ｂ　「⑵　契約の解除の方法」には、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の12第１項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の３の９で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⑼～⑿　略］

⒀　経理の状況

ａ　次のⓐからⓒまでに掲げる場合の区分に応じ、当該ⓐからⓒまでに定めるところにより記載すること。

［ⓐ・ⓑ　略］

ⓒ　ⓐ及びⓑに掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［ｂ～ｄ　略］

［⒁～⒄　略］

【代理人の氏名又は名称】⑵
【代理人の住所又は所在地】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑶　名称
（所在地）

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　買付け等をする上場株券等が株券預託証券である場合には、本様式の記載事項及び記載上の注意に準じて記載すること。

⑵　［同左］

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

［⑶～⑺　同左］

⑻　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　「⑵　契約の解除の方法」には、法第27条の22の２第２項において準用する法第27条の12第１項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の３の８で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⑼～⑿　同左］

⒀　［同左］

ａ　［同左］

［ⓐ・ⓑ　同左］

ⓒ　［同左］

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりやすく説明すること。

［ｂ～ｄ　同左］

［⒁～⒄　同左］